

計 画 期 間
令和2年度～令和12年度

佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年3月

佐 賀 県

目 次

酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化	1
2 生産基盤の現状分析	1
3 具体的な展開方向	2
(1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産	2
(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承	3
(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保	3
(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進	4
(5) 国産飼料基盤の強化	4
(6) 需要に応じた生産・供給の実現のための対応	5
(7) 輸出の戦略的拡大	5
(8) 災害に強い畜産経営の確立	6
(9) 家畜衛生対策の充実・強化	6
(10) G A P等の推進	6
(11) 資源循環型畜産の推進	7
(12) 安全確保を通じた消費者の信頼確保	7
(13) 畜産業や畜産物に対する県民理解の醸成、食育等の推進	7
生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	9
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	9
2 肉用牛の飼養頭数の目標	9
近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	10
1 酪農経営方式	10
2 肉用牛経営方式	11
乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	14
1 乳牛	14
2 肉用牛	15
国産飼料基盤の強化に関する事項	17
集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	18
1 集送乳の合理化	18
2 乳業の合理化等	18
3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化	19
その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	21
1 牛肉の輸出	21
2 新技術の開発と普及	21
3 経営・技術指導	21
4 獣医師等の畜産技術者の確保と育成	22
5 家畜の改良増殖	22
6 計画実現に向けた「さが畜産G O × 2プロジェクト」の展開	22

酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化

(1) 生乳

国内の飲用牛乳等の需要は、少子・高齢化等により減少傾向で推移してきたが、近年、健康機能への注目等により微増傾向となっている。また、チーズ・生クリーム等の乳製品の需要は、食生活の多様化等に伴い増加傾向で推移し、特にチーズは過去最高を4年連続で更新している。

一方、生乳生産量は、北海道は増加傾向、都府県では一貫して減少傾向で推移し、本県でも年々減少している。

また、最近の厳しい輸送環境に加え、台風など天候・災害リスクもあることから、牛乳・乳製品を今後も安定供給し、九州での需要を可能な限り九州産生乳により賄うため、縮小が続く本県酪農の生産基盤の回復と酪農経営の持続可能な経営展開が最重点課題である。

(2) 牛肉

国内の牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に、焼肉やハンバーガー等の外食を中心に拡大している。一方、令和2年1月1日に発効した日米貿易協定や中国への牛肉輸出の早期再開に向け2国間協議が加速化するなど、牛肉の輸出をめぐる環境は正に追い風が吹いている。

減少傾向であった本県の和牛の肥育牛の出荷頭数は下げ止まったところであり、このような国内外の諸情勢を踏まえ、新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得を図るため、和牛の繁殖雌牛の増頭、和牛肉の生産量の増大等を図るとともに、より一層の輸出拡大を目指す。

(3) 新型コロナウイルス禍の影響

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、県内でも休校措置が取られたが、生乳においては学乳仕向け（出荷量の約15%）から加工用に仕向け変更された乳代価格差への支援策が国から打ち出されたことにより、生産者への影響はほとんどなかった。

牛肉においては、消費税増や暖冬により枝肉価格が低迷していたところに、新型コロナウイルス禍による追い打ちで、枝肉単価が令和2年3月にキロ2,000円（前年同月比500円/キロ）まで下落、令和2年4月16日に非常事態宣言が全国に拡大されてからはキロ1,600円まで下落し、肥育農家の経営を直撃した。需要の回復とともに10月には枝肉単価が前年水準に回復したものの、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）は昨年7月から発動し続けており、肥育経営は依然として厳しい状況となっている。

子牛価格も枝肉価格に連動して下落し、令和2年5月には561千円/頭（前年同月比70%）となったが、令和2年12月には739千円/頭（前年同月比103%）まで回復した。

2 生産基盤の現状分析

(1) 酪農の生産基盤の現状

酪農経営は、1戸当たりの経産牛飼養頭数は、38.1頭であり、10年前の約1.1倍となっている。

生産コストは、飼料費が半分を占めており、また、近年は、初妊牛価格が高水準で推移してきたため、乳牛償却費が上昇している。

酪農経営の戸数は、高齢化・後継者不足により小規模な経営を中心に減少し、10年前と比べ6割以上も減少している。

このような中、今後も経営継続が見込まれる担い手農家（経営主60歳未満及び経営主60歳以上で後継者がいる経営）が戸数で約7割いるものの、担い手農家が飼養規模を拡大するには施設の投資負担が大きいこと、飼料生産基盤や労働力の確保が難しいこと、家畜糞尿の適正処理が必要なことなどの事情により、規模拡大が進んでいない。

さらに、今後、一層の労働人口の減少が見込まれる中、特に労働負担の大きい酪農においては、労働力不足が酪農の持続的発展の最大のボトルネックになる可能性がある。

(2) 肉用牛の生産基盤の現状

繁殖農家の戸数は724戸(H21)から452戸(H31)となり10年間で272戸減少した(H21比62%)。繁殖雌牛の飼養頭数は11,700頭(H21)が平成28年に9,070頭まで減少して底を打ち、その後増加に転じて、10,100(H31)となり10年間で1,600頭減少した(H21比86%)。今後とも高齢化等による繁殖農家の減少が見込まれる中、繁殖農家の約6割が後継者不足に直面しており、貴重な経営資源を円滑に地域で継承していく必要がある。

肥育農家の戸数は301戸(H21)から201戸(H31)となり10年間で100戸減少した(H21比67%)。肥育牛(和牛)の飼養頭数は43,800頭(H21)が平成30年に35,200頭まで減少して底を打ち、その後増加に転じて、35,600頭(H31)となり10年間で8,200頭減少した(H21比81%)。平成31年の肥育経営1戸当たりの飼養頭数は177頭と全国トップクラスの経営規模となっている。肥育経営では、生産コストの6割強をもと畜費が占めているが、近年、子牛価格が高水準で推移し、経営を直撃している。

また、酪農経営においては、和牛受精卵移植による和子牛の生産が進められている。

一方、県内唯一の牛のと畜場である佐賀県食肉センターは老朽化が進んでおり、また、欧米等への牛肉輸出対応施設として認定されていない。

3 具体的な展開方向

(1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

生産基盤を強化し、牛肉・生乳の供給を増やすためには、大規模経営のみが牽引するのではなく、中小規模の家族経営を含めた経営が増頭・増産を進められるよう、酪農経営と肉用牛経営が連携するなど、地域全体での増頭を推進する。

労働力不足や規模拡大が進む中で、ヘルパーやコントラクター、TMRセンター等の外部支援組織は一層重要であり、労働負担の軽減だけではなく、農地の有効利用や家畜排せつ物の適正処理など、持続的な経営展開にとっても重要となっている。

畜産クラスターなどの各種施策を通じて、このような地域の関係者の役割分担、連携の取組を継続的に推進し、地域全体で収益性の向上を図る取組を支援する。

(酪農の対応方向)

今後、国際化が一層進展する中で、特に生産基盤の維持・強化が急がれる酪農においては、一定数の空きスペースのある既存牛舎も有効活用し、新たな施設投資を抑えながら、初妊牛の導入を進め、増頭を推進する。また、生産基盤を維持・強化するためには、酪農経営が自らの飼養管理、経営の高度化に向け、経営能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本として、生産コストの削減と生乳生産量の増加を図るため、以下の主な課題に取り組む。

自給飼料生産等による農地の有効利用と飼料費低減

事故率の低減や供用期間の延長による乳牛償却費の低減

家畜改良や飼養管理の高位平準化による乳用牛の生産性向上

異味異臭の防止等の消費者ニーズに対応した高品質生乳の生産

性別技術の普及定着による後継牛の効率的な確保と副産物収入の確保

家畜排せつ物の適正な管理、利用を通じた適正な資源循環

ICTの活用等、経営環境の変化に対応できる多様な人材の登用

酪農ヘルパー、コントラクター、育成牧場等の外部支援組織の育成と安定運営

高齢で後継者がいない層の経営資源の担い手への計画的継承

これまで培った知識や技術を活用し、酪農の第一線から退く酪農経営が、比較的労働負担の少ない肉用牛繁殖経営や乳用牛育成経営への転換や外部支援組織の一員となるといった地域の生産基盤を下支えする取組

特に、経営の継続と併せて、生産基盤の強化を図るため、上記～を生産者と地域の関係者が一丸となって推進するとともに、増頭・増産に当たっては、土地制約等の要因から畜舎の新築・増築が困難な場合もあるため、既存牛舎の空きスペースも有効活用して新たな施設等への投資を抑えた方策も含めて対応することが重要である。

(肉用牛生産の対応方向)

生産基盤強化のためには、まずは、肉用牛繁殖基盤の強化が必要である。肥育素牛の県内自給率は28.6%(H30年度)で、7割以上を県外に依存している状況にあり、将来にわたり「佐賀牛」をはじめとする高品質な牛肉を安定的に生産していくためには、一頭でも多くの肥育素牛を県内で確保していく必要がある。また、高度な衛生管理ができ、輸出にも対応可能な牛処理施設を整備するとともに、悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底していくため、以下の主な課題に取り組む。

- 優良な繁殖雌牛の導入や規模拡大に必要な繁殖牛舎等の整備
- 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営の取組推進
- キャトルステーションやブリーディングステーションなど新たな拠点施設の整備
- 優秀な県産種雄牛の作出及びゲノム育種価の活用による和牛改良
- A I、I C T等の先端技術を活用した省力化機械の導入
- 繁殖雌牛の分娩間隔短縮の取組推進
- 暑熱対策など飼養環境改善による生産性向上の取組推進
- 肥育牛の肥育期間短縮技術の確立・普及
- 乳用牛や交雑牛への和牛受精卵移植による肥育素牛の生産拡大
- EU、米国等への輸出が可能な牛処理施設の整備

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

新技術の実装等による生産性向上の推進

中小規模の家族経営をはじめとする畜産経営が、持続的な経営を実現するためには、収益性の高い経営による一定の所得の確保が必要であり、そのためには、規模拡大を行わずとも生産性向上を図る取組に対し支援することが重要である。

生産性向上を進めるためには、家畜改良を推進し高能力の牛群を整備することが重要である。このため、性判別精液の利用やゲノミック評価等の新技術を活用して産乳・産肉能力などの生産性が向上するように、家畜の更新、導入を推進する。

また、牛舎内の飼養環境の改善や事故率の低減、供用期間の延長等の飼養管理技術の向上と合わせて、ロボット、I C T、I o T、A Iといった新技術の実装を推進するとともに、乳用牛群検定や繁殖成績向上に資する乳汁検査を推進することによって、生産性向上や労働負担軽減などを図る。

施設・家畜等への投資の後押し等による規模拡大の推進

需要に応じて供給を拡大するためには、意欲ある経営が規模拡大に取り組むことを支援することも重要である。このため、引き続き施設や家畜等への投資を後押しするとともに、少ない投資で規模拡大が可能なキャトルステーション等の外部支援組織や簡易畜舎の活用を推進する。

持続的な発展のための経営能力の向上

酪農・肉用牛生産は、多額の設備投資や運転資金が必要、投資資金の回収に長期間を要する、資材や生産物の価格変動が大きいという特徴がある。また、施設・機械へ計画的に投資するためには、適切な減価償却と内部留保が必要である。このため、持続的で安定的な事業継続を図るため、キャッシュフローや資産、損益等の状況を把握し、適切な経営管理を行う必要がある。

適切な経営管理を行うためには、法人化等を通じ、意思決定に係る責任やプロセスの明確化、決算書の作成等による経営実態の把握、適切な事業計画及び資金計画の策定を支援する。

法人化を行わない場合であっても、持続的・安定的な経営を図るため、家計と経営を分離して計画的な事業運営を行うよう支援する。

既存の経営資源の継承・活用

酪農・肉用牛生産の現状では、後継者がおらず高齢な経営も存在している。このような経営の経営資源は貴重な生産基盤であり、離農により失われることがないよう、後継者不在の経営の経営資源を意欲ある担い手へ継承し、活用する取組を推進する。

このため、畜舎等の経営資源の継承を行いやすくするため、後継者不在の経営が経営を継続しているうちに、規模拡大をしなくとも必要な畜舎等の整備を行えるよう支援する。

経営安定対策の適切な運用

法制化に伴い補填率が8割から9割に上げられた肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称「牛マルキン」）をはじめ、肉用子牛生産者補給金、加工原料乳生産者補給金など国の経営安定対策を適切に運用することにより、生産者の経営安定を図る。

また、本県では、国の経営安定対策を実施する上で必要となる生産者積立金への補助などの支援を行うことにより、生産者の負担軽減を図る。

（3）経営を支える労働力や次世代の人材の確保

酪農・肉用牛経営において、人材を確保するためには、まずは、収益性の高い経営により所得が確保できる魅力ある産業となることが重要である。その際、酪農・肉用牛生産は、家族経営が大半を占める中、労働負担が大きいこと、習得が必要な技術も多岐にわたること、施設投資のみならず、家畜の導入等で多くの資金が必要であること等の特徴を踏まえて、労働力や人材の確保を進めることが重要である。

外部支援組織の育成・強化

飼料生産・調製から、飼養管理、家畜排せつ物の処理といった多岐にわたる業務が存在する酪農・肉用牛生産において、作業の一部を外部支援組織に委託することは、持続的な経営を実現する上で、有効な取組である。

外部支援組織は、労働負担や投資の軽減、飼養管理の専門化・高度化を支えており、中小規模の家族経営の生産活動を支える重要な役割を有している。加えて、規模拡大を行おうとする経営にとっては、規模拡大に伴う労働負担の増加等を軽減する点で有用である。

このような中、コントラクター・TMRセンターといった飼料生産組織や、キャトルステーション・キャトルブリーディングステーション等の預託施設の整備を促進する。

酪農ヘルパーは酪農経営の約8割が利用し、特に家族経営にとっては、休日の確保や傷病時の対応など、経営継続に不可欠な存在である。酪農経営の「働き方改革」を推進するため、酪農ヘルパーの要員確保など利用組合の運営改善や組織強化の取組を推進する。

また、近年、長崎県や熊本県などで急速に組織設立が進んでいる肉用牛定休型ヘルパーは、規模拡大が進む肉用牛経営の働き方改革や担い手不足などに対応するため、今後、県内においても組織設立を推進する。

新たな担い手の確保・育成

高齢化が進み、農家戸数が減少の一途をたどる中で、新たな担い手を確保・育成していくことが何より重要なため、農協等が研修機能を併せ持った施設を整備し、地域内外から施設に研修生を受け入れ、1人前の農家となるまで数年間の実践研修（座学や体験実習、資格取得など）を行い、同時に地域内での就農準備を行うことで、研修後には親元就農や雇用就農、新規就農など地域内での新たな担い手の育成・確保を行う畜産版トレーニングファーム（例：佐賀牛いろはファーム（令和4年稼働開始予定））の取組等を推進する。

（4）家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

酪農・肉用牛経営から発生する家畜排せつ物の大部分は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準により整備された堆肥舎等で適正に管理され、生産された堆肥は、自分の経営内や地域内で活用されている。しかしながら、家畜排せつ物が多量に発生する県西部の畜産地域では、堆肥の生産量が過大であるため、地域内での需給が不均衡となる場合がある。

このため、良質な堆肥を生産することで地域内での利用促進を基本としつつ、地域内での需給が不均衡となる場合には、関係機関と連携して耕種農家のニーズの把握や堆肥の生産者の情報提供等を行いながらマッチングを図り、広域的に流通させる。

また、令和元年の肥料取締法の改正により、化学肥料との配合が容易になったことから、たい肥製造業者等との連携の下、堆肥のペレット化等を推進し、広域流通等による耕種農家での

堆肥等の利用を促進する。

(5) 国産飼料基盤の強化

酪農・肉用牛の生産基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。濃厚飼料の大部分は輸入に依存しているが、今後、世界的な穀物需給の逼迫や気候変動により生産量が減少し、その結果として、生産コストが押し上げられる恐れがある。輸入飼料に依存する経営から、高品質で低コストな自給飼料の生産・利用を拡大し、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産に転換することが重要である。

このため、県は市町や生産者団体と連携し、ソルガムやイタリアン等、既存の飼料作物の生産を推進するとともに、近年、作付けが増加している稲発酵粗飼料（稲WCS）等の利用の拡大を図る。

飼料作物の反収については、品種や栽培管理方法により大きく変動するため、本県に適した品種や適正な栽培方法等を生産者団体等と連携し畜産農家へ周知する。特に、稲WCSについては、飼料用稲専用品種の導入を推進する。

また、濃厚飼料の輸入とうもろこしの代替品として、引き続き、飼料用米の多収品種の利用、コスト削減、畜産物のブランド化、複数年契約による安定生産・供給を推進するとともに、県内等で発生する食品加工残さ等を原料としたエコフィードの活用を推進する。

さらに、自給飼料の生産に係る労力不足を解消するため、コントラクター等の飼料生産請負組織を育成することにより、自給飼料の生産拡大を図る。

(6) 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

生乳

県内での牛乳・乳製品製造は、飲用牛乳等は3工場、乳製品は6施設で生産されており、近年多発する災害等の不測の事態による急激な需要変動があっても生産基盤を毀損することなく、需要と多様な消費者ニーズに応じた生乳生産と牛乳・乳製品製造を図っていくためには、生産基盤の強化はもとより、生乳生産から牛乳・乳製品製造販売までの各段階で、必要な対応を講じる必要がある。

このため、生産者と乳業者は、生産・需給環境を踏まえた適切な配乳調整のあり方や需要の拡大方策、最適な生乳流通体制を検討する。

牛肉

和牛肉については、家畜改良の進展や肉質向上に向けた生産者の努力の結果、特にA5の割合が向上しており、和牛去勢の格付割合（H30年度）は、5等級が約47%、4等級が約40%と4等級以上の割合が全体の9割程度となっている。

一方で、消費者は、A5など脂肪交雑の多い牛肉だけでなく、近年、健康志向の高まりや、食味・食感の良さ、価格の高止まりを理由に、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉も求める傾向がある。

このため、ブランド牛「佐賀牛」など高品質な牛肉生産を基本としつつ、消費者サイドのニーズやコスト面も考慮しながら、出荷月齢の早期化に向けた取組や、脂肪交雑のみならず、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量などに着目した改良も、和牛の遺伝的多様性に配慮しつつ推進する。

(7) 輸出の戦略的拡大

「和牛」として世界中で認められ、近年のアジアの食肉需要の増加により、2019年（令和元年）の牛肉輸出額は297億円と直近5年で3.6倍に増加している。

また、本県が誇るブランド牛「佐賀牛」は、国内外で高い評価を得ており、香港などへの輸出量は年々増加してきている。

今後、消費拡大が見込まれるEUや米国などの海外市場への販路拡大と販売促進に取り組むため、高度な衛生管理を可能とする輸出対応型の食肉処理施設の整備を推進する。

また、和牛は、畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、和牛肉は、ブランド価値が国内外から高く評価されている。そうした和牛遺伝資源の不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、国内外での和牛のブランド価値を守るため、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。

(8) 災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨等の大規模災害が頻発しており、酪農・肉用牛生産に影響を与えている。これらの災害への備えは酪農・肉用牛生産の持続的な発展にとっても重要である。

災害への備えは、各経営の責務であり、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入等、各経営で行うことができる必要な備えを行うことが重要であるとともに、地域として非常用電源の融通等の防災計画を検討しておくことも重要である。

加えて、県では、畜産施設での非常用電源設備の導入を促進するとともに、発災時の速やかな被害情報の収集等を通じて、甚大な災害からの早期の経営再開を図る。

(9) 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜の伝染性疾病は、酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼす。乳房炎等の慢性疾病も、生産量の減少や生産費の上昇につながることから、これらの予防は経営改善のためにも重要な課題である。

さらに、飼養衛生管理の向上は、感染症の発生を抑制することで抗菌剤の使用機会の低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制するうえでも重要である。

また、口蹄疫等の伝播力の極めて強い疾病は、近隣諸国で継続的に発生しており、我が国に侵入するリスクが極めて高い。このため、相手国から「持ち出させない」ための制度の周知など広報の徹底、「持ち込ませない」ための手荷物検査の強化及び「農場に入れない」ための国内防疫を重ねて実施することが重要である。

慢性疾病の低減

牛の乳房炎、呼吸器病、消化器病及び牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病は、生産性を阻害する要因となることから、家畜保健衛生所による検査・調査の結果に基づき、衛生対策の強化を図る。

水際検疫の徹底

国が実施する指定港（指定空港）における水際検疫のほか、県独自に九州佐賀国際空港においては、口蹄疫発生国からの入国者の靴底及びキャリーバッグの車輪の消毒を実施し、また、唐津港、伊万里港においては、口蹄疫発生国からの貨物船入港時に乗組員に対する靴底消毒を実施するなどして、病原体の侵入防止措置の強化を図る。

国内防疫の徹底

口蹄疫等の家畜伝染病については、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫対応が的確に図られるよう、県は、飼養衛生管理指導計画を策定し、市町及び農業団体等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守のための農家指導、家畜伝染病発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備を強化する。

また、万一の発生に備えた防疫演習の実施や全庁的な危機管理体制の整備を行う。

(10) G A P等の推進

農場段階でのG A PやH A C C Pの実施は、生産性の向上、効率性の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながるものであり、人材の育成にも有効な手法である。

加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の見えにくい取組を見える化することで、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資するものである。県内では認証取得までには至っていないが、引き続き、農業段階でのG A PやH A C C Pの実施とJ G A P、農場H A C C P等の認証取得を推進する。

アニマルウェルフェアについては、国際獣疫事務局（O I E）が示す国際的な指針を踏まえ、「5つの自由」に沿った飼養管理の基本的な考え方等について、技術指導通知を発出するとと

もに、畜種ごとの飼養管理指針の普及等により理解醸成を図り、我が国におけるアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の水準を更に向上する。

(11) 資源循環型畜産の推進

持続的な発展のためには、家畜排せつ物や排水を適正に管理し環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物生産に地域で生産される堆肥等を活用し、資源を循環させる取組が重要である。特に、家畜排せつ物の適正な管理と利用は、一層重要性が増している。堆肥が過剰な地域もあることから、その更なる利用に向けてペレット化による広域流通等の取組を推進することで、ほ場への適切な還元を推進する。

放牧は、適切な草地管理を行うことによる資源循環とともに、アニマルウェルフェアや飼養管理、家畜排せつ物処理、飼料生産の省力化による働き方改革にも資する取組である。また、放牧により生産された畜産物であることをアピール（放牧認証等）することで、エシカル消費にもつながることから推進が必要である。

近年消費者の関心が高まりつつある有機畜産物の生産に関して、有機飼料の確保と資源循環型農業の実践にもつながるといった観点からも、堆肥の適正利用の推進が必要である。

(12) 安全確保を通じた消費者の信頼確保

生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保するため、食品安全に関する国際的な考え方が「後始末より未然防止」を基本に、「全工程における管理の徹底」となっていることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階での HACCP に基づく衛生管理等の着実な実施を推進する。また、畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う。

製造・加工段階での衛生管理の高度化

平成 30 年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和 2 年 6 月から HACCP に沿った衛生管理が制度化されることとなった。

一般に、小規模事業者において衛生管理の高度化が課題になっていることから、制度の改正を契機に畜産関係事業者への周知を図っていくとともに、円滑な導入が課題となっている。

また、牛乳・乳製品の異味異臭疑い事案の発生を防止するため、乳業者においては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）」に定められた規定の遵守、生乳受入・製品出荷時の風味検査の徹底等、衛生管理の向上を徹底する。

飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

関係機関及び県は、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査、指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

動物用医薬品に係る安全確保及び薬剤耐性対策の徹底

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

また、抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、人の医療や獣医療への悪影響のリスクも常に存在する。

県は、要指示医薬品制度や使用規制制度等による適正使用を推進するとともに、監視指導を的確に実施する。

また、家畜保健衛生所を通じ、農家に対し飼養衛生管理の指導を行うことで、感染症の発生抑制及び抗菌剤の慎重使用の徹底を呼び掛ける。

(13) 畜産業や畜産物に対する県民理解の醸成、食育等の推進

酪農・肉用牛生産は、「牛」を飼うことで、良質な動物性たんぱく質を供給し、傾斜地等の効率的に利用しにくい土地も活用して「草」を作り、地域の「人」達と連携し、基幹産業とし

て地域を活性化する産業である。

このような営みを通じた地域資源の活用、県土の保全や景観形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等の酪農・肉用牛生産の多面的な機能を消費者に理解してもらうことは重要である。

一方で、消費者の価値観や酪農・肉用牛生産への関わり方等多様である上、中食・外食の割合が増加する中、生産から消費までの間に、加工・料理を行い提供する作り手が介在するケースも多くなっている。

このため、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は、連携して、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動のほか、学校の花壇に堆肥を使ってもらうなど、地域への貢献、地域活動への参画を通じて、生産現場や畜産物への理解醸成の取組を促進する。

また、生産者団体や乳業者、食肉流通事業者等の関係者は、一体となって、生産者の視点、作り手の視点、それぞれからの情報発信や情報交流を促進する。特に、学校給食用牛乳については、児童・生徒の体位・体力の向上に資する牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会として重要であり、引き続き、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する

生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	千 t	頭	頭	頭	kg	千 t
佐賀県	県下全域	2,240	1,730	1,640	8,506	14,715	2,600	2,100	2,000	8,700	17,400

(注) 1. 必要に応じて、自然的・経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。

4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）									目標（令和12年度）																	
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等				肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等												
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	繁殖雌牛		肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計											
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭		
佐賀県	県下全域	52,100	10,100	35,600	5,260	50,960	70	1,070	1,140	56,880	11,780	37,280	6,770	55,830	50	1,000	1,050											
		52,100	10,100	35,600	5,260	50,960	70	1,070	1,140	56,880	11,780	37,280	6,770	55,830	50	1,000	1,050											

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種の内、その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考		
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円			
つなぎ飼いで生産性の向上を図り、持続化・安定化を実現する家族経営	家族・専業 2.0人	50	頭 繋ぎ キャリロポ 分娩監視システム	ヘルパー	TMR	(ha) -	kg 8,700	産次 4.5	kg ソルガム 5,300 イタリアンライグラス 4,000 WCS 3,069	a ソルガム 450 イタリアンライグラス 450 WCS 400	酪農ヘルパー	WCS	36%	21%	31%	87 (100%)	107	4,827 (2000×2.0)	5,012	3,787	1,225	613	県域
規模拡大を図り、効率的な後継牛確保と和牛生産を行う家族経営	家族・専業 2.0人	100	フリーストール バーラー 分娩監視システム 搾乳ロボット	ヘルパーCS	TMR	(ha) -	kg 10,000	産次 4.5	kg ソルガム 5,300 イタリアンライグラス 4,000 WCS 3,069	a ソルガム 880 イタリアンライグラス 880 WCS 880	酪農ヘルパー	WCS	35%	20%	35%	93 (106%)	44	5,389 (2000×2.0)	11,556	8,960	2,596	1,298	県域

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標																	備考		
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						人									
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積 放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																			
放牧により省力化を図りつつ効率的な飼養管理を行う家族経営	家族・複合 2.0人	50	牛房群飼 運動ス ンション	-	分離給与	(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	a			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	県域
						12.5	24.0	8.5 去勢 雌	283 266	4,000 200 イタリアン ライグラス 4,000 480 WCS WCS 3,069 400 稲わら 600	4,000 400 イタリアン ライグラス 4,000 600 WCS WCS 3,069 840 稲わら 600	-	-	62	62	50%	465,117 (123%)	66.6	3,390 (1695 × 2.0人)	2,709	1,870	839	420		
分娩監視装置などICT技術を駆使して分娩間隔短縮や省力化を図る大規模経営	家族・専業 2.0人	100	牛房群飼 運動ス ンション 超早期 母子分離(哺乳口 ポット)	CS	人工哺育/分離給与	(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	a			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	県域
						12.5	24.0	8.5 去勢 雌	283 266	4,000 400 イタリアン ライグラス 4,000 600 WCS WCS 3,069 840 稲わら 600	4,000 400 イタリアン ライグラス 4,000 600 WCS WCS 3,069 840 稲わら 600	-	-	62	62	50%	516,012 (137%)	45.7	4,707 (2000 × 2.0人)	5,418	4,150	1,268	634		

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

(2) 肉専用種肥育経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																	備考			
	経営形態	飼養形態			牛					飼料					人									
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	出荷牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円											
増体能力の優れた素畜導入による生産性向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	家族・ 専業 2.0人	250頭	牛房群飼	分離給与	ヶ月 8.5ヶ月齢	ヶ月 27.5	ヶ月 19	kg 800	kg 0.89	kg WCS 3,069 イタリアンライグラス 4000 稲わら 660	a WCS 300 イタリアンライグラス 100 稲わら 1,500	-	-	10%	10%	0.5	376,974 (98%)	30.7	5,748 (2000×2人)	17,842	16,504	1,338	669	県域
規模拡大を図り、優良な肥育素畜を導入して生産性向上を実現する法人経営	法人・ 専業 2.0人	500頭	牛房群飼	分離給与・ 自動給餌機	ヶ月 8.5ヶ月齢	ヶ月 27.5	ヶ月 19	kg 800	kg 0.89	kg WCS 3,069 イタリアンライグラス 4000 稲わら 660	kg WCS 600 イタリアンライグラス 200 稲わら 3,000	-	-	10%	10%	0.5	412,995 (108%)	27.8	8,617 (2,000×2.0人)	35,685	33,873	1,812	906	県域

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

(3) 肉専用種一貫経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要				生産性指標																備考					
	経営形態	飼養形態			牛					飼料						人										
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営						
円(%)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
一貫経営の取組により素畜費の低減を図る家族経営	家族・専業 2.0人	繁殖50頭 肥育250頭	牛房群飼	分離給与	8.5ヶ月齢	27.5	19	800	0.89	kg	kg	kg	a	-	-	19%	19%	50%	536,107 (140%)	51.4	8,999 (2,000×2人)	17,891	16,296	1,595	798	県域
一貫経営の取組により素畜費の低減を図る家族経営	法人・専業 2.0人	繁殖200頭 肥育1000頭	牛房群飼	分離給与・自動給餌機	8.5ヶ月齢	27.5	19	800	0.89	kg	kg	kg	a	-	-	16%	16%	50%	569,686 (149%)	30.9	22,395 (2,000×2人)	71,544	67,005	4,539	2270	県域

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	総農家戸数	飼養農家戸数	/	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 /	
				総数	うち成牛頭数		
	戸	戸	%	頭	頭	頭	
佐賀県	現在	16,994	43 (0)	0.25%	2,240	1,730	52
	目標		30 (0)		2,600	2,100	87

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農においては、乳質と1頭当たり乳量の改善に取り組むとともに、意欲のある担い手に対し規模拡大に向けた支援をしていき、農家の収益性と生産量を確保していく。

- ・畜産クラスター等を活用し、規模拡大に必要な施設整備に対する支援を行い、個々の経営における飼養頭数の増加を図る。
- ・経営内の牛群改良の基礎となり得る高能力な乳用種雌牛の外部導入を支援する。
- ・雌雄判別精液などの性判別技術活用により優良な乳用後継牛確保を推進する。
- ・乳用牛での交雑子牛や受精卵移植技術の活用による和子牛生産を推進する。
- ・分娩間隔短縮による繁殖成績の向上を図るため、早期妊娠判定できる乳汁検査の導入を推進する。
- ・関係機関において牛群検定データを酪農家へ分かりやすい形での提供に努めることにより、牛群検定への加入を促進させ、牛群検定成績から低能力牛から高能力牛への更新を進める。
- ・過搾乳の防止や乳用牛の適切な栄養管理の徹底、牛舎環境改善等の取組を推進し、乳用牛の共用期間の延長及び生産性向上を図ることで、乳牛減価償却費の低減を図る。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		総農家数 戸	飼養農家 戸数 戸	/	肉用牛飼養頭数							
						総数 頭	肉専用種				乳用種等		
							計 頭	繁殖雌牛 頭	肥育牛 頭	その他 頭	計 頭	乳用種 頭	交雑種 頭
繁殖専用種	佐賀県	現在	16,994	452	2.66%	15,360	15,360	10,100		5,260			
		目標		324		18,550	18,550	11,780		6,770			
肥育専用種	佐賀県	現在	16,994	201	1.18%	35,600	4,360		35,600				
		目標		140		37,280			37,280				
交雑種肥育	佐賀県	現在	16,994	29	0.17%	1,390				1,390	350	1,040	
		目標		24		800				800		800	

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉用牛では、肉質の高品質化が進み「佐賀牛」の出荷頭数は着実に増加しているが、その基礎となる肥育素牛の7割以上を県外に依存している。全国的に繁殖雌牛の飼養頭数は増加してきているが、今後、高齢化等により繁殖農家数の大幅減少が見込まれることから、県産肥育素牛の生産拡大を重点的に取り組んでいくとともに、個々の農家の生産性と収益性改善のための取組を進め経営安定化を図る。

【肉専用種繁殖経営】

規模拡大のための取組

- ・ 規模拡大に必要な繁殖牛舎の整備や繁殖雌牛の導入に対する支援を行い、個々の経営における飼養頭数の増加を図る。
- ・ 過大な設備投資を抑え中長期的な経営収支や適切な堆肥流通計画に留意しつつ、計画的に規模拡大できるよう支援する。

規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- ・ 繁殖牛舎の改修による飼養環境の改善や優良繁殖雌牛の導入に対して支援する。
- ・ 繁殖牛の繁殖管理・栄養管理の徹底を図り分娩間隔短縮や子牛の事故防止対策に取り組む。
- ・ 畜産クラスター事業等を活用し、繁殖・育成拠点として県内で1カ所あるキャトルステーションの拡充や新たなキャトルステーション、ブリーディングステーション等の整備を推進する。
- ・ A I ・ I C T等の先端技術を活用した省力化機械の導入に対する支援を行う。
- ・ 自給飼料の利用拡大などによる生産コストの低減に取り組む。

【肉専用種肥育経営】

規模拡大のための取組

- ・ 畜産クラスター事業等を活用し、規模拡大に必要な施設整備に対する支援を行い、個々の経営における飼養頭数の増加を図る。
- ・ 過大な設備投資を抑え中長期的な経営収支や適切な堆肥流通計画に留意しつつ、計画的に規模拡大できるよう支援する。

規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- ・ 肥育牛の肉質の一層の高品質化と枝肉重量の改善による生産性向上に向けた取り組みを進める。
- ・ A I ・ I C T等の先端技術を活用した省力化機械の導入に対する
- ・ 自給飼料の利用拡大などによる生産コストの低減に取り組む。
- ・ 肥育牛の発育や月齢に応じた適切な飼養管理や衛生対策の徹底による事故率の低減に取り組む。
- ・ 繁殖雌牛を飼養する一貫経営農家への取組を推進する。

国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	33%	42%
	肉用牛	28%	33%
飼料作物の作付延べ面積		2,820ha	3,631ha

2 具体的措置

粗飼料基盤強化のための取組

【飼料作物全体】

- ・自給飼料確保のため、県飼料作物奨励品種の作付けを推進する。
- ・佐賀県草地飼料協会と連携しながら、展示圃の設置や研修会開催等により自給飼料の増産を推進する。

【稲発酵粗飼料（稲WCS）の生産拡大及び品質の確保】

- ・稲発酵飼料（稲WCS）については、籾が少なく収穫適期が長い稲WCS専用品種の展示圃設置や研修会等を行い、高収量で高品質の稲WCSの生産を拡大する。
- ・稲WCSの品質を確保するため、今後も関係機関とともに、適正な肥培管理や雑草及び病虫害防除の徹底の指導を行う。

【機械化体系の確立及び組織の育成】

- ・飼料作物の生産及び利用拡大のため、飼料生産に必要な機械等の整備を推進する。
- ・自給飼料の安定供給を図るため、関係機関とともにコントラクター等の外部支援組織の組織化を推進するための体制づくりに向けた検討を行う。

【放牧の推進】

- ・肉用繁殖牛の飼料自給率向上と飼養管理の省力化等を図るため、放牧の手順をまとめたマニュアルや事例集等の活用し、耕作放棄地等での放牧の取組を推進していく。

輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

【飼料用米の作付推進】

- ・飼料用米の主食用米へのコンタミ防止対策を行っている事例を県内の共乾に周知する。
- ・関係機関等を対象にした研修会で栽培技術の推進を図る。

【飼料用米の利用拡大】

- ・飼料用米を給与するために必要な粉碎機等の機械の整備を推進する。
- ・県内の畜産農家が求める需要量を確保するため、各地区再生協や農協、県機関等と連携して需要量と供給量を把握しながらマッチングを進める。

【トウモロコシの作付推進】

- ・展示圃設置や研修会等を行い、高収量で高品質のトウモロコシの作付を推進する。

集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本県では、九州生乳販売農業協同組合連合会の会員団体が、その系統農家（平成31年2月1日現在43戸、乳牛頭数2,240頭、受託乳量14,436トン）の集乳及び乳代精算を行い、送乳については九州生乳販売農業協同組合連合会が行っている。

県内の集乳路線数は8路線であり、6台のミルクタンクローリーで集乳を行っている。集乳の更なる効率化のため、必要に応じて集乳路線の見直しを行う。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2t以上)		1日当たり 生乳処理量	1日当たり 生乳処理 能力	稼働率 / ×100	備考	
区域名	現在 (平成30年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	2	合計	kg 46,400	kg 98,000	% 47		
				1工場平均	23,200	49,000	47		
		乳製品を主に 製造する工場	0	合計					
				1工場平均					
	目標 (令和12年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	2	合計	54,800	98,000	56		
				1工場平均	27,400	49,000	56		
		乳製品を主に 製造する工場	0	合計					
				1工場平均					

(注)1.「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2.「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては、北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

現在、県内には、乳業メーカーの2工場の乳業施設があり、農場ブランド製品のための生産も加えると合計3工場となっており、これまでの取組により乳業施設の合理化は十分図られていることから、現在の状態を維持していく。

なお、酪農業を主体として経営の多角化を行う生産者が、新たな乳業施設の整備する場合は、関係機関、団体と協議し、支援を行う。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

佐賀県内の家畜市場は、現在、多久市に設置された中央家畜市場1カ所に集約され、公正な取引の維持や適正な価格形成の確保が図られている。

名称	開設者	登録年月日	年間開催日数(述べ)					年間取引頭数(平成30年度)				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
中央家畜市場(佐賀県)	佐賀県農業協同組合	S47.2.19	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭
			12回(24日)	48回(48日)	12回(12日)	0()	0()	6,605頭	800頭	501頭(381頭)	0()	0()
計	1ヶ所											

(注)1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2. 初生牛とは生後1~2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 具体的取組

引き続き、

- ・取引頭数の増大
- ・適正なトレーサビリティの確保
- ・取引方法のスピード化や衛生対策の確保を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

現施設は、設置後40年以上が経過し、老朽化が進んでいる。

名称	設置者(開設)	設置(開設)年月日	年間稼働日数	と畜能力1日当たり		と畜実績1日当たり		稼働率 / %	部分肉処理能力1日当たり		部分肉処理実績計		稼働率 / %
				うち牛	うち豚	うち牛	うち豚		うち牛	うち豚			
佐賀県食肉センター	佐賀県知事	S56.3.13	246	1,050	200	464	88	44.2	380	80	373	23	98.2

(注)1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の整備目標

牛肉の輸出促進などにより本県畜産の振興を図るため、EUや米国等への輸出も可能となる高性能な牛処理施設やHACCPを基本とした高度な衛生管理ができる豚処理施設の整備を推進する。なお、牛処理施設は令和4年度、豚処理施設は令和5年度の稼働を目指す。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		出荷頭数	出荷先				/	出荷頭数	出荷先				/
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理加工施設	家畜市場	その他				食肉処理加工施設	家畜市場	その他		
佐賀県	肉専用種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
	交雑種	22,452	4,772	1,286		16,394	21%	23,121	7,000	1,300		14,821	30%
	乳用種	672	201			471	30%	600	200			400	33%
		412	201			211	49%	400	200			200	50%

エ 具体的取組

- ・生産基盤の強化を図るとともに、国内外における認知度やブランド力の向上、国内の大都市圏での販路拡大などの取組を引き続き行い、「佐賀牛」など県産牛肉の有利販売を目指す。
- ・輸出仕向けとして県外に移出して処理されている牛肉の県内処理化や、他県でと畜された枝肉の部分肉処理の受入などにより、県内出荷頭数の増頭を図り、出荷体制の合理化を目指す。

その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
計画期間内に重点的に取り組む事項

1 牛肉の輸出

(1) 牛肉の輸出量の目標

項目	基準(注)	中間目標 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
牛肉の輸出量	56 t	77 t	107 t

注) 基準は平成27年度から平成30年度までの平均値

(2) 牛肉の輸出先国の輸入制限緩和等に向けた具体的取組

ア 国内外における認知度やブランド力の更なる向上

- ・ 「佐賀牛」など県産牛肉の戦略的かつ集中的な広報及び販路開拓
- ・ 高級ホテル・レストラン等におけるフェア開催、トップセールスなど国内外における効果的なプロモーションの実施
- ・ テレビや新聞等のマスメディア、SNSを活用した広報の実施

イ 生産者の輸出意欲の向上

- ・ 生産者向け輸出促進セミナーの開催や輸出関連情報の発信
- ・ 生産者による輸出先国の市場調査や海外輸入業者等との意見交換、現地フェア参加等の推進

ウ 輸出先国の輸入制限緩和等に向けた対応

- ・ 輸出相手国への輸入規制緩和などの国への働きかけ

2 新技術の開発と普及

県畜産試験場などで酪農及び肉用牛の生産性向上に係る新技術の開発や改善に積極的に取組み、その成果について農業技術防除センターや農業改良普及センターなどが農協等関係団体と協力し、技術普及を図る。

3 経営・技術指導

県、市町、関係団体等の密接な連携のもと、経営管理の指導徹底とともに、生産技術指導を総合的に推進し、経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体の育成と生産性の向上に努める。

4 獣医師等の畜産技術者の確保と育成

畜産業が継続的に発展するには、それに携わる専門的な技術者の確保が重要であるため、全国的に不足する畜産関係に携わる獣医師の積極的な確保に努めるとともに、人工授精師や受精卵移植師の育成を行う。

5 家畜の改良増殖

【乳用牛】

- ・ 産乳能力や体型の改良を進めるに当たっては、乳用牛の供用年数が短縮傾向にあることを踏まえ、1 泌乳期の乳量だけでなく更新産次の延長による生涯乳量の向上など、生涯生産性を考慮して改良に努める。
- ・ 改良を促進するためには牛群検定データを活用することが有効であることから、牛群検定の加入を促進し、さらなる普及・定着を図る。
- ・ 優良種雄牛精液の積極的利用を図り、県、生産者団体が一体となって改良意識の高揚並びに改良組織の育成強化に努める。
- ・ 改良増殖の効率化を図るため、性別別精液の利用を促進する等して後継牛の効率的生産を推

進する。

【肉用牛】

- ・ 育種価（ゲノミック評価を含む）や受精卵移植技術を活用して優良種雄牛の作出に努める。
- ・ 枝肉重量と脂肪交雑のバランスのとれた遺伝能力の向上に努める。
- ・ 産肉能力の判明した優良な種雄牛精液の利用を推進する。
- ・ 畜産試験場を中心として、育種改良や新技術に関する試験を行い、その成果について県内への普及を推進する。
- ・ 育種価の優れた母牛から生まれた娘牛は、積極的に県内に保留し、繁殖に利用する。
- ・ 遺伝的能力を十分に発揮させるため、子牛への十分な粗飼料給与及び子牛の事故率低下に努める。また、遺伝的不良形質の保有情報を把握し、適正な交配に努める。

6 計画実現に向けた「さが畜産GO×2プロジェクト」の展開

様々な課題の解決に向けて関係機関が濃密に連携して取り組む「さが畜産GO×2プロジェクト」を展開して、本計画書の目標実現に向けて重点的に活動していく。

【主な重点プロジェクト】

- (1) 産地分析・未来デザインプロジェクト（R1～）
農家戸数の減少により縮小傾向にある産地の状況を捉え、今後目指すべき産地のあり方やどのような対策が必要か協議していく
- (2) 酪農版分娩間隔短縮プロジェクト（R1～R3）
モデル農家を選定して分娩間隔が遅延している原因をあぶりだすとともに、対策を実践して分娩間隔の短縮を実証する
- (3) たい肥利活用推進プロジェクト（R1～R5）
たい肥の利活用を目的とした、たい肥施用の効果検証やマッチングなどのチーム活動を行う

【一般活動】

- (1) ゲノム育種価活用の取組
- (2) 枝肉重量増加対策や鹿児島県全国和牛能力共進会（R4）に向けた支援
- (3) 疾病管理改善対策の普及